

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>中之島図書館</p>	<p>大阪府財務規則第69条によれば、検査員の指定を決裁により行わなければならないとされているが、平成27年度において、検査員の指定手続の決裁を行わずに検査を行っていた。</p>	<p>契約の履行確認や検査のルール等について十分理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>	<p>担当部門内で、監査の指摘事項の内容と今後の適正な事務処理について周知徹底した。 今後は適正な事務処理を行う。 なお、平成28年度においては、監査実施日までに決裁により検査員の指定手続を実施済である。</p>

監査(検査)実施年月日(事務局:平成28年10月26日)

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																				
中之島図書館	<p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条によれば、契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるとされているが、支払遅延が8件あった。</p> <table border="1" data-bbox="439 583 1641 1045"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用電気工作物保安管理業務委託</td> <td>298,080円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年4月22日</td> </tr> <tr> <td>ガスヒーポン保守点検業務委託</td> <td>42,120円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年4月22日</td> </tr> <tr> <td>空調設備保守点検業務委託</td> <td>307,800円</td> <td>平成27年11月30日</td> <td>平成27年12月18日</td> </tr> <tr> <td>トイレ節水装置保守点検業務</td> <td>28,080円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年4月22日</td> </tr> <tr> <td>ボイラーばい煙測定業務</td> <td>39,960円</td> <td>平成28年3月31日</td> <td>平成28年4月20日</td> </tr> <tr> <td>書籍及び書架・絵画移設作業委託</td> <td>986,170円</td> <td>平成28年3月31日</td> <td>平成28年4月25日</td> </tr> <tr> <td>美術品運搬業務</td> <td>235,684円</td> <td>平成28年3月31日</td> <td>平成28年4月25日</td> </tr> <tr> <td>飛散防止フィルム貼付及び展示ケース固定等業務</td> <td>614,304円</td> <td>平成28年3月29日</td> <td>平成28年4月25日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	自家用電気工作物保安管理業務委託	298,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日	ガスヒーポン保守点検業務委託	42,120円	平成28年4月1日	平成28年4月22日	空調設備保守点検業務委託	307,800円	平成27年11月30日	平成27年12月18日	トイレ節水装置保守点検業務	28,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日	ボイラーばい煙測定業務	39,960円	平成28年3月31日	平成28年4月20日	書籍及び書架・絵画移設作業委託	986,170円	平成28年3月31日	平成28年4月25日	美術品運搬業務	235,684円	平成28年3月31日	平成28年4月25日	飛散防止フィルム貼付及び展示ケース固定等業務	614,304円	平成28年3月29日	平成28年4月25日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかった場合) 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。(以下略)</p> </div>	<p>担当部門内で、監査の指摘事項の内容と今後の適正な事務処理について周知徹底した。 今後は適正な事務処理を行う。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日																																				
自家用電気工作物保安管理業務委託	298,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日																																				
ガスヒーポン保守点検業務委託	42,120円	平成28年4月1日	平成28年4月22日																																				
空調設備保守点検業務委託	307,800円	平成27年11月30日	平成27年12月18日																																				
トイレ節水装置保守点検業務	28,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日																																				
ボイラーばい煙測定業務	39,960円	平成28年3月31日	平成28年4月20日																																				
書籍及び書架・絵画移設作業委託	986,170円	平成28年3月31日	平成28年4月25日																																				
美術品運搬業務	235,684円	平成28年3月31日	平成28年4月25日																																				
飛散防止フィルム貼付及び展示ケース固定等業務	614,304円	平成28年3月29日	平成28年4月25日																																				

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
中之島図書館	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算することなく1年以上放置されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="480 562 1659 695"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立教育政策研究所 (東京都)</td> <td>平成27年6月15日 から同月26日まで</td> <td>125,160円</td> <td>平成28年10月25日</td> </tr> </tbody> </table> <p>概算払の額と精算額が一致しており、過払いや支給不足は発生していなかった。</p>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	国立教育政策研究所 (東京都)	平成27年6月15日 から同月26日まで	125,160円	平成28年10月25日	<p>旅費の精算事務について今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>同事案について、平成28年10月25日付けで精算処理を行うとともに、概算払の旅費については、期限内に精算を要することを職員にメールで周知徹底した。 今後は適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
国立教育政策研究所 (東京都)	平成27年6月15日 から同月26日まで	125,160円	平成28年10月25日								

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育センター	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 527 1537 669"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 527 730 598">人数</th> <th data-bbox="730 527 914 598">延べ件数</th> <th data-bbox="914 527 1537 598">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 598 730 669">2名</td> <td data-bbox="730 598 914 669">2件</td> <td data-bbox="914 598 1537 669">平成27年7月、8月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	2名	2件	平成27年7月、8月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>平成28年11月28日付けで、総務サービス課長へ時間外勤務命令簿及び出勤簿の修正の依頼を行い、是正を行った。</p> <p>今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、平成28年11月2日開催の室長・グループ長会議において直接監督者に通知し、また職員に対し周知徹底するよう指導した。</p> <p>また、平成29年3月27日に、総務課長から直接監督者に対し、時間外の適正な勤務管理の徹底を行うこと、時間外の申請や実績登録漏れがないよう職員に周知徹底するよう通知を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
2名	2件	平成27年7月、8月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
中之島図書館	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 527 1537 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 527 730 600">人数</th> <th data-bbox="730 527 914 600">延べ件数</th> <th data-bbox="914 527 1537 600">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 600 730 674">4名</td> <td data-bbox="730 600 914 674">5件</td> <td data-bbox="914 600 1537 674">平成27年6月、平成28年2月、3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	4名	5件	平成27年6月、平成28年2月、3月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>本件の勤務実態を確認し、時間外実績入力を行うとともに、時間外勤務手当の追給を要する職員3名分について、平成28年10月24日付けで総務サービス課へ追給依頼を行った。また、残りの1名については週休日の振替登録を行った。</p> <p>勤務実態を適正に管理するよう、幹部職員会議により関係者に周知徹底した。</p> <p>今後は適正な勤務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
4名	5件	平成27年6月、平成28年2月、3月							

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
教育センター	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領第5条によれば、公有財産台帳に記載する内容に数量等の増減が生じた場合は、公有財産台帳に登録する必要があるとされているが、本館に増設した財産（空調機）が登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="566 562 1270 743"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 562 964 653">登録すべき取得価格</th> <th data-bbox="964 562 1270 653">財産名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 653 964 743">172,260円</td> <td data-bbox="964 653 1270 743">本館</td> </tr> </tbody> </table>	登録すべき取得価格	財産名称	172,260円	本館	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> </div>	<p>本件工事に係る支出を財産として公有財産台帳に登載することにより、是正を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
登録すべき取得価格	財産名称						
172,260円	本館						

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																							
教育センター	<p>行政財産の使用許可及び使用承認を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。</p> <p>1 使用許可</p> <table border="1" data-bbox="557 562 1611 1251"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>21.90㎡</td> <td>委託業者控室</td> <td>0円</td> <td>H27.5.1～ H30.4.30</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>32.09㎡</td> <td>中央監視室</td> <td>0円</td> <td>H27.5.1～ H30.4.30</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>42.42㎡</td> <td>委託業者控室</td> <td>0円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>15.12㎡</td> <td>委託業者控室</td> <td>0円</td> <td>H27.5.1～ H30.5.1</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機設置</td> <td>1,246,644円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>12.21㎡</td> <td>備蓄倉庫</td> <td>0円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11.98㎡</td> <td>災害用公衆電話回線</td> <td>0円</td> <td>H28.4.1～ H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 使用承認</p> <table border="1" data-bbox="557 1325 1611 1583"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>6.40㎡</td> <td>観測用井戸</td> <td>0円</td> <td>H26.11.30～ H29.12.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>0.3㎡</td> <td>街頭緊急通知システム</td> <td>0円</td> <td>H26.4.1～ H28.2.9</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	21.90㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.4.30	建物	32.09㎡	中央監視室	0円	H27.5.1～ H30.4.30	建物	42.42㎡	委託業者控室	0円	H28.4.1～ H29.3.31	建物	15.12㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.5.1	建物	4台	自動販売機設置	1,246,644円	H28.4.1～ H29.3.31	建物	12.21㎡	備蓄倉庫	0円	H28.4.1～ H29.3.31	建物	11.98㎡	災害用公衆電話回線	0円	H28.4.1～ H29.3.31	種別	承認数量	目的	年間使用料	承認期間	土地	6.40㎡	観測用井戸	0円	H26.11.30～ H29.12.31	建物	0.3㎡	街頭緊急通知システム	0円	H26.4.1～ H28.2.9	<p>速やかに公有財産台帳に登録、又は登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査において指摘された、登録していなかった財産について、公有財産台帳に登録した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																						
建物	21.90㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.4.30																																																						
建物	32.09㎡	中央監視室	0円	H27.5.1～ H30.4.30																																																						
建物	42.42㎡	委託業者控室	0円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
建物	15.12㎡	委託業者控室	0円	H27.5.1～ H30.5.1																																																						
建物	4台	自動販売機設置	1,246,644円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
建物	12.21㎡	備蓄倉庫	0円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
建物	11.98㎡	災害用公衆電話回線	0円	H28.4.1～ H29.3.31																																																						
種別	承認数量	目的	年間使用料	承認期間																																																						
土地	6.40㎡	観測用井戸	0円	H26.11.30～ H29.12.31																																																						
建物	0.3㎡	街頭緊急通知システム	0円	H26.4.1～ H28.2.9																																																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容																											
中之島図書館	<p>公有財産台帳と現物の照合確認を抽出により行ったところ、財産名称と実際の利用形態が一致しないものや同様の工作物が複数あり現物を特定できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 562 1546 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>財産の種類</th> <th>財産番号 (中之島図書館)</th> <th>財産名称</th> <th>実際の 利用形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">財産名称と実際の利用形態が一致しなかったもの</td> <td rowspan="2">建 物</td> <td>19</td> <td>男子便所物置</td> <td>写真現像室</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>女子便所控室</td> <td>倉庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同様の工作物が複数あり、現物を特定できなかったもの</td> <td rowspan="4">工作物</td> <td>3、4、5、6、7</td> <td>下水</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11、12、13、17、18、19</td> <td>掲示板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>25、26、32、33</td> <td>案内板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22、23、42</td> <td>車止め</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					財産の種類	財産番号 (中之島図書館)	財産名称	実際の 利用形態	財産名称と実際の利用形態が一致しなかったもの	建 物	19	男子便所物置	写真現像室	20	女子便所控室	倉庫	同様の工作物が複数あり、現物を特定できなかったもの	工作物	3、4、5、6、7	下水	—	11、12、13、17、18、19	掲示板	—	25、26、32、33	案内板	—	22、23、42	車止め	—	<p>公有財産台帳に記載の建物・工作物について、現状を個別に確認し、財産番号毎に建物平面図等に記載するなど、今後は適正な財産管理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> </div>	<p>工事実施などにより、公有財産台帳と現物の利用形態が一致しないものについては、利用形態に応じて公有財産台帳を改めた。 同様の工作物が複数あるものについては、現物を特定し公有財産台帳の整理を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な財産管理を行う。</p>
	財産の種類	財産番号 (中之島図書館)	財産名称	実際の 利用形態																													
財産名称と実際の利用形態が一致しなかったもの	建 物	19	男子便所物置	写真現像室																													
		20	女子便所控室	倉庫																													
同様の工作物が複数あり、現物を特定できなかったもの	工作物	3、4、5、6、7	下水	—																													
		11、12、13、17、18、19	掲示板	—																													
		25、26、32、33	案内板	—																													
		22、23、42	車止め	—																													

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）

行政財産の使用許可の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
教育センター	<p>行政財産について使用許可を行わず使用させているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 512 1590 705"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>使用目的</th> <th>使用期間</th> <th>使用面積</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塀（北門横）</td> <td>災害時避難所表示板</td> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>0.54㎡</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本件は、大阪市から依頼があったもので、使用料については行政財産使用料条例に基づき免除されている。</p>					使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料	塀（北門横）	災害時避難所表示板	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.54㎡	0円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は行政財産使用許可の事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 (減免の基準) 第29条 使用料条例第6条の規定により、使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。 一 使用料条例第6条第1号、第3号又は第4号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (減免) 第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。 一 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体に公用、公共用その他の公益上の目的のために使用させるとき。</p> </div>	<p>避難場所表示板については、大阪市から行政財産使用許可申請を受け、平成28年12月16日付けで使用許可した。 今後は、関係規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料													
塀（北門横）	災害時避難所表示板	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.54㎡	0円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年11月30日、事務局：平成28年11月1日）